

白馬村審議会等の委員公募要綱

平成19年6月29日

告示第19号

(目的)

第1条 この要綱は、「白馬村第4次総合計画」の基本構想に掲げられた「住民と行政が協働し開かれたむらをつくる」に基づき、審議会等委員の公募制度（以下「委員公募制度」という。）の導入に関し、必要な事項を定め、広く村民の意見を村政に反映させ、村民参加を促進することを目的とする。

(公募基準の対象となる審議会等)

第2条 委員公募制度の対象となる審議会等は、地方自治法第138条の4第3項の規定により法律又は条例に基づき、村の機関が設置する法的地位を有する附属機関及び特定の行政目的を達成するために、村民の意見やニーズの把握を目的とし、要綱等に基づいて設置する私的諮問機関とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する審議会等については、委員公募制度の対象外とする。

- (1) 法令で委員の資格要件が定められている審議会等
- (2) 特定の個人及び団体並びに行政処分に係る審議会等
- (3) 専門的知識が要求される審議会等

(公募による委員数)

第3条 審議会等の公募による委員数は、原則として、次のとおりとする。

審議会等の委員数	公募による委員数
9人以下	1人以上
10人以上15人以下	2人以上
16人以上	3人以上

(公募に応募できる者の資格)

第4条 公募に応募できる者の資格は、原則として次に掲げるとおりとする。

- (1) 白馬村に住民登録している18歳以上の者

- (2) 現に本村の他の審議会等の公募による委員に選任されていない者
 - (3) 白馬村の職員及び議会議員でない者
 - (4) その他審議会等が必要と認める事項を有する者
- 2 前項第2号に規定する公募による委員の兼職の禁止に関する規定は、応募の時点では適用しないものとする。
- 3 第1項第3号に規定する「白馬村の職員」とは、常勤の特別職または一般職に属する職員をいう。ただし、会計年度任用職員であっても、これらの職員が当該審議会等の審議に直接関与する場合は、当該審議会等に限っては、公募による委員の資格を有しないものとする。

(公募の方法)

第5条 審議会等の委員の応募方法等は、応募申込書に本人を特定する情報のほか、与えられたテーマに対する考え方、応募の動機・抱負等を記載し提出するものとする。

(再募集等)

第6条 委員の公募を実施したにもかかわらず、次に掲げる理由により募集人員に達しなかった場合で、当該募集した人数を満たす必要がある場合は、関係団体からの推薦によるなど、他の方法で委員を選任し、又は決定することができる。

- (1) 応募がなかった場合、又は公募による委員として募集した人数に応募者が達しなかった場合
- (2) 選考の結果、募集した人数に達しなかった場合

(選考の方法)

第7条 選考については、審議会等の事務局主管課が選考委員会を設置することにより行うものとする。

2 選考数は、予定の人員及び次点1人を選考する。

(選考結果の通知)

第8条 選考の結果については、各応募者に通知するものとする。

(運用状況の公表)

第9条 村長は、審議会等の委員公募制度の運用状況を明らかにするため、毎年その内容を取りまとめ、広報はくば及び白馬村行政ホームページに掲載するものとする。

(事務の所管)

第10条 委員公募制度に係る事務は審議会等の事務局主管課が、本制度を円滑に行うための進行管理その他の庶務は総務課が所管する。

2 審議会等の事務局主管課は、総務課その他関係課と連絡を密にし、本制度の適正な運用に努めるものとする。

(委任)

第11条 この要綱で定めるもののほか、公募について必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月6日告示第11号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月1日告示第5号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。